

会計	繰越	検算	転記						
#	#	⑤	①③④	市	香	○			○

令和2年分
開催分

(その1)

収支報告書

(ふりがな) いけだれいめいかい
1 政治団体の名称 池田黎明会

2 主たる事務所の所在地 名古屋市天白区天白町野並上大塚124-1

3 代表者の氏名 (姓) (名)
池田 佳隆

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
柿沼 和宏

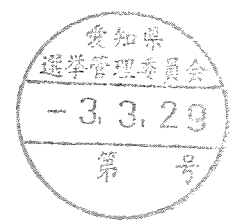
事務担当者の氏名 (姓) (名)
柿沼 和宏
(電話) 052-838-6381
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 池田 佳隆

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 池田 佳隆
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)



資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

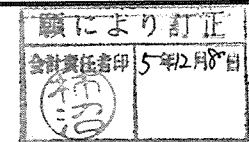
1 収支の総括表

収 入 総 額	72,243,283	42,283,283
(前年からの繰越額)	58,463,059	42,283,059
(本年の収入額)	13,780,224	224
支 出 総 額		20,664,317
翌年への繰越額	51,578,966	21,618,966

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	13,780,000	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	13,780,000	0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	13,780,000	0



(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計		0
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		224
	合 計		224

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
清和政策研究会	13,780,000	R2/12/31	東京都千代田区千代田2-7-1	細田博之	
その他の寄附					
合 計	13,780,000				

願により訂正
会社責任者印 15年12月8日
林 浩

本ページ追加

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	926,422	0	
(4) 事 務 所 費	795,364	0	
小 計	1,721,786	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	2,942,531	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	16,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	18,942,531	0	
合 計	20,664,317		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	カレンダー代	14,600	R2/11/6	自由民主党サービスセンター	東京都千代田区永田町1-11-23	
2	車両整備代	66,640	R2/2/3	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
3	車両整備代	48,683	R2/4/24	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
4	車両整備代	11,800	R2/8/17	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
5	車両整備代	30,134	R2/9/9	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
6	車両整備代	63,750	R2/11/9	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
7	車両整備代	125,041	R2/12/9	トヨタモビリティ東京(株)	東京都港区芝浦4-8-3	
8	車両購入費	500,000	R2/2/17	三興コロイド化学(株)	愛知県北名古屋市中之郷北109	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	860,648				
	その他の支出	65,774				
	合 計	926,422				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	宅急便代	13,530	R2/1/30	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
2	車両賃借料	577,903	R2/3/9	三興コロイド化学(株)	愛知県北名古屋市中之郷北109	
3	監査費用	50,000	R2/5/26	堤忠章税理士事務所	名古屋市瑞穂区中山町2丁目13番地の2	
4	自動車税	88,000	R2/5/11	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	729,433				
	その他の支出	65,931				
	合計	795,364				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					大会・行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	撮影代	33,000	R2/1/16	(株)写真のみくに	名古屋市昭和区藤成通4-10	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	33,000				
	その他の支出	11,000				
	合 計	44,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R2/2/13	参議院議員 山本順三君を励ます会 事務局	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1019号室	
2	会費	20,000	R2/2/17	酒井康行後援会	愛知県刈谷市一ツ木町8-11-2	
3	会費	14,160	R2/6/4	一般財団法人日本医薬品卸売業連合会	東京都中央区八重洲1-7-20	
4	会費	20,000	R2/9/7	衆議院議員 吉野正芳君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館624号室	
5	会費	20,000	R2/9/10	細田健一君を育てる会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1220号室	
6	会費	20,000	R2/9/18	達山会	東京都新宿区矢来町94-6	
7	会費	20,000	R2/9/30	くまだ裕通君と歩む会実行委員会	東京都千代田区永田町2-1-2-508 くまだ裕通事務所内	
8	会費	20,000	R2/10/12	新世紀政策研究会	東京都千代田区麹町1-3-5 ダイアン麹町ビル401号	
9	会費	20,000	R2/10/6	丹羽秀樹君を励ます会 事務局	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館916号室	
10	会費	20,000	R2/10/12	細田博之君の政治生活30年を祝う会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館513号室	
11	会費	20,000	R2/10/28	松本洋平君と日本の未来を語る会事務局	東京都小平市花小金井南町2-17-4	
12	会費	20,000	R2/10/22	和田よしあき君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館410号室	
13	会費	20,000	R2/11/2	自由民主党愛知県第十四選挙区支部	愛知県豊川市豊川西町64番地	
14	会費	20,000	R2/11/2	衆議院議員 笹川博義政経セミナー	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館316号室	
15	会費	20,000	R2/11/5	長坂康正政策研究会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館1007号室	
	この頁の小計	294,160				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	会費	20,000	R2/11/12	衆議院議員稲田朋美さんと道義大 国を目指す会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院 第二議員会館1115号室	
17	会費	20,000	R2/11/16	衆議院議員城内実君と明日の日本 を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院 第二議員会館623号室	
18	会費	20,000	R2/11/18	自由民主党神奈川県第十六選挙区 支部	神奈川県厚木市旭町1-15-17	
19	会費	24,000	R2/11/20	清和政策研究会秘書会	東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビ ル3階	
20	会費	20,000	R2/11/26	新世代政策研究会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議 院第二議員会館1116号室	
21	会費	20,000	R2/11/26	自由民主党東京都第七選挙区支部	東京都中野区本町4丁目48-17 新中 野駅上プラザ604号	
22	会費	20,000	R2/12/1	藤川政人政経懇話会	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田 713番地	
23	会費	20,000	R2/12/8	日本戦略会議	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館1103号室	
24	会費	20,000	R2/12/9	一幸会	埼玉県鴻巣市本町3-9-28	
25	会費	20,000	R2/12/14	穴見陽一後援会	大分県大分市大字宮崎867-18	
26	会費	20,000	R2/12/21	岸信夫政経セミナー事務局	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館1203号室	
27	会費	20,000	R2/12/14	淳政会	愛知県瀬戸市西長根町83	
28						
	この頁の小計	244,000				
	その他の支出	610,064				
	合 計	1,148,224				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	生花代	38,500	R2/1/9	(株)東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2	
2	生花代	44,000	R2/3/9	(株)東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2	
3	生花代	44,000	R2/6/9	(株)東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2	
4	生花代	104,500	R2/9/9	(株)東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2	
5	生花代	484,000	R2/10/10	(株)東京ガーデン	東京都港区麻布台1-7-2	
6	贈答品代	103,680	R2/1/10	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
7	贈答品代	208,980	R2/3/10	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
8	贈答品代	37,476	R2/4/11	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
9	贈答品代	38,556	R2/6/15	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
10	贈答品代	19,656	R2/7/10	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
11	贈答品代	131,760	R2/8/11	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
12	贈答品代	19,440	R2/10/12	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
13	贈答品代	25,596	R2/11/10	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
14	贈答品代	41,580	R2/12/10	桂新堂(株)	名古屋市熱田区金山町1-5-4	
15	贈答品代	192,510	R2/1/9	(株)山本屋総本家	名古屋市中区栄3丁目12番19号	
	こ の 頁 の 小 計	1,534,234				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	贈答品代	39,780	R2/12/9	(株)山本屋総本家	名古屋市中区栄3丁目12番19号	
17	生花代	22,000	R2/7/9	(株)ナウエル	山形県米沢市松が岬2-1-19	
18						
	こ の 頁 の 小 計	61,780				
	そ の 他 の 支 出	154,293				
	合 計	1,750,307				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附金	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附	500,000	R2/6/9	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
2	寄附	3,000,000	R2/6/30	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
3	寄附	3,000,000	R2/7/10	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
4	寄附	2,000,000	R2/8/17	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
5	寄附	2,000,000	R2/9/9	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
6	寄附	1,500,000	R2/10/8	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
7	寄附	4,000,000	R2/11/2	自由民主党愛知県第三選挙区支部	名古屋市天白区天白町野並上大塚 124-1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	16,000,000				
	その他の支出	0				
	合 計	16,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 2月 20日

政治団体の名称 池田黎明会

会計責任者の氏名 柿沼 和宏



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

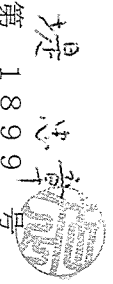
(印)

政治資金監査報告書

令和3年 2月 20日

池田黎明会
代表 池田 佳隆 殿

登録政治資金監査人 池田 佳隆
登録番号 第 1899号
研修了年月日 平成21年6月16日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、池田黎明会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。(4) この政治資金監査は、池田黎明会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

池田黎明会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、池田黎明会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上